

○南相馬市定住促進住宅条例施行規則

平成23年1月7日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市定住促進住宅条例（平成22年南相馬市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入居申込み)

第2条 条例第7条第1項の規定により定住促進住宅に入居しようとする者は、定住促進住宅入居申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の定住促進住宅入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 市町村長の発行する住民票謄本又は登録原票記載事項証明書

(2) 入居申込日の前年1年間の所得を証する書類又は市町村長の発行する所得額を証する書類

(3) 市町村長の発行する納期到来分における税の未納がないことを証する書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 定住促進住宅入居申込書の有効期間は、その申込書を提出した月の申込期限までとする。

(入居者決定の通知)

第3条 条例第7条第2項の規定による通知は、定住促進住宅入居決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(空き住宅の入居者の選考)

第4条 年間生ずる空き住宅の入居者の選考については、公開抽選により入居者を決定するものとする。

(入居の手続)

第5条 定住促進住宅の入居決定者が条例第10条第1項第1号の規定により請書（様式第3号）を提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 連帯保証人の印鑑登録証明書

(2) 連帯保証人の所得を証する書類

(3) 連帯保証人が居住する市町村の市町村長が発行する納期到来分における税の未納がないことを証する書類

(4) 定住促進住宅緊急連絡先届（様式第3号の2）

2 市長は、連帯保証人を不適当と認めたときは、変更を命ずることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、改めて第1項に規定する書類を提出しなければならない。

(1) 連帯保証人が条例第10条第1項第1号に規定する資格を失い、又は連帯保証人を変更するとき。

(2) 条例第12条の規定により入居を承継するとき。

(3) 連帯保証人の届出から5年を経過するとき。

(4) 家賃債務保証業者と家賃債務を保証する契約を解除する場合

(入居決定の取消し)

第6条 市長は、条例第10条第4項の規定により入居の決定を取り消したときは、定住促進住宅入居決定取消通知書（様式第4号）により、当該入居決定者に対して通知するものとする。

(入居の許可)

第7条 市長は、条例第10条第5項に規定する入居可能日を定住促進住宅入居許可書（様式第5号）により、入居決定者に対して通知するものとする。

(入居の辞退の届出等)

第8条 定住促進住宅への入居を決定又は許可された者が、定住促進住宅への入居を辞退しようとするときは、定住促進住宅入居辞退届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(同居の承認)

第9条 条例第11条の規定により同居の承認を受けようとする者は、定住促進住宅同居承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の定住促進住宅同居承認申請書を受理したときは、次のいずれかに該当し、適当と認めたときはこれを承認し、定住促進住宅同居承認通知書（様式第8号）により、その承認をしなかった場合には定住促進住宅同居不承認通知書（様式第8号）により、その旨を申請者に対して通知するものとする。

(1) 同居しようとする者が、入居者又はその配偶者の親族であること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認めたとき。

(入居の承継)

第10条 条例第12条の規定により、入居者が死亡し、又は退去した場合において、同居していた者が入居を承継しようとするときは、定住促進住宅承継入居申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の定住促進住宅承継入居申請書を受理したときは、承継することが適当と認めるときはこれを承認し、定住促進住宅承継入居承認通知書（様式第10号）により通知し、その承認をしなかった場合は定住促進住宅承継入居不承認通知書（様式第10号）によりその旨を申請者に対して通知するものとする。

(収入に関する申告等)

第11条 条例第13条第1項の規則で定める期日は、7月末日とする。

2 公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第8条の規定による書面は、定住促進住宅入居者収入状況申告書（様式第11号）による。

3 市長は、条例第13条第3項の規定による収入の額を認定したとき、又は同条第4項の規定による認定の更正をしたときは、定住促進住宅入居者収入認定（更正）通知書（様式第12号）によりその旨をその者に対して通知するものとする。

4 入居者は、条例第13条第4項の規定により意見を述べようとするときは、定住促進住宅入居者収入額更正申請書（様式第13号）により市長に申し出なければならない。

(階数に応じた率)

第12条 条例第14条第1項の規則で定める階数に応じた率は、別表第1のとおりとする。
(家賃の減免又は徴収猶予)

第13条 条例第15条の規定により家賃の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、その事実を認証する書類を添付して定住促進住宅家賃減免・徴収猶予申請書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による定住促進住宅家賃減免・徴収猶予申請書の提出があったときは、これを審査し、減免又は徴収猶予をする必要があると認めるときは、減免又は徴収猶予の決定をし、定住促進住宅家賃減免・徴収猶予決定通知書(様式第15号)により、その旨をその者に対して通知するものとする。

(家賃の減免・徴収猶予基準)

第14条 前条に規定する家賃の減免又は徴収猶予については、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 入居者又は同居者が失職その他の事情により、その収入が著しく低額になった場合

(2) 入居者又は同居者が病気にかかり長期にわたって療養する必要があるが生じ、又は災害により容易に回復し難い損害を受けた場合

2 家賃の減免又は徴収猶予の期間は、12月以内とし、入居者の事情その他を勘案して決定する。

(市営住宅用途廃止に伴う家賃減額)

第15条 条例第17条第1項の規定による定住促進住宅の家賃減額を受けようとする者は、定住促進住宅家賃減額申請書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による定住促進住宅家賃減額申請書の提出があったときは、これを審査し、減額をする必要があると認めるときは、減額の決定をし、定住促進住宅家賃減額決定通知書(様式第17号)により、その旨をその者に対して通知するものとする。

(家賃の緩和措置)

第16条 条例第17条第2項の規定で定める家賃の緩和措置は、新たに入居する定住促進住宅の家賃の額から従前の市営住宅の最終家賃の額を控除した額に、別表第2の右欄各項に定める入居年数の区分に応じてそれぞれ左欄各項に定める率を乗じて得た額を減額するものとする。

(長期不在の届出)

第17条 条例第25条の規定による届出は、定住促進住宅長期不在届(様式第18号)による。

(住宅の現状変更)

第18条 条例第27条ただし書の規定により住宅の模様替え又は工作物等の増築の承認を受けようとする者は、定住促進住宅現状変更申請書(様式第19号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の定住促進住宅現状変更申請書を受理したときは、次の各号のいずれにも該当し、模様替え又は工作物等の増築をすることがやむを得ないと認めたときは、これを承認し、定住促進住宅現状変更承認通知書(様式第20号)により、その承認をしなかつ

た場合には定住促進住宅現状変更不承認通知書（様式第20号）により、その旨をその者に対して通知するものとする。

(1) 管理上支障がなく、かつ、原状回復が容易であること。

(2) 風紀、衛生その他公衆道徳上支障がないこと。

3 前項の規定により承認を受けた者は、その工事の完了後、直ちに定住促進住宅現状変更しゅん工届（様式第21号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

（収入超過者に対する通知）

第19条 条例第28条第1項の規定による収入超過者への通知は、収入超過者認定通知書（様式第22号）による。

（住宅の退去届）

第20条 条例第31条第1項の規定による届出は、定住促進住宅退去届（様式第23号）による。

（住宅の明渡し）

第21条 市長は、条例第32条第1項の規定により明渡しの請求をするときは、定住促進住宅明渡請求書（様式第24号）により請求するものとする。

（駐車場の使用申込み）

第22条 条例第36条第1項の規定により駐車場を使用することを希望する者は、定住促進住宅駐車場使用申請書（様式第25号）を市長に提出しなければならない。

（駐車場の使用決定）

第23条 市長は、条例第36条第2項の規定により駐車場の使用を決定したときは、定住促進住宅駐車場使用許可決定通知書（様式第26号）により当該使用を決定された者に対して通知するものとする。

（駐車場の使用許可の取消し）

第24条 市長は、条例第39条第1項の規定により、駐車場の使用許可を取り消したときは、定住促進住宅駐車場使用許可取消通知書（様式第27号）によりその旨をその者に対して通知するものとする。

（定住促進住宅管理人）

第25条 条例第41条第2項に規定する定住促進住宅管理人は、定住促進住宅入居者のうちから市長が委嘱する。

2 定住促進住宅管理人には、毎年度予算の範囲内において謝礼として報奨金を支給するものとする。

（立入検査証票）

第26条 条例第42条第3項の規定による定住促進住宅の検査に当たる者の身分を示す証票は、南相馬市定住促進住宅立入検査員証（様式第28号）とする。

（公募に明示する事項）

第27条 市長は、条例第44条の規定により指定管理者の公募を行う場合は、次に掲げる事項をあらかじめ明示するものとする。

(1) 定住促進住宅及び共同施設の概要

- (2) 指定管理者が行う管理の基準
- (3) 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的内容
- (4) 指定の期間
- (5) 市が支払うべき管理の費用（以下「指定管理料」という。）に関する事項
- (6) 申請者の資格要件
- (7) 申請方法及び選定の基準
- (8) その他市長が必要と認める事項
（指定申請書の提出等）

第28条 条例第46条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、指定管理者指定申請書（様式第29号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (4) 団体の経営状況等を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類
（選定結果の通知）

第29条 市長は、条例第46条第2項の規定により、指定管理者の候補者を選定したときは、速やかに選定結果を申請団体に通知しなければならない。

（協定書に定める事項）

第30条 条例第49条の規定により協定で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) 定住促進住宅及び共同施設の管理に関する事項
- (3) 指定管理料に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (6) 管理の業務に関し知り得た個人情報の取扱いに関する事項
- (7) 管理の業務に関し保有する情報の公開に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（その他）

第31条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 定住促進住宅の入居者の公募、決定及び入居の手続並びに駐車場使用の手続及び使用者の決定に関する行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（令和2年3月25日規則第12号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月1日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 指定管理者の指定のために必要な行為は、この規則の施行前においても、改正後の南相馬市定住促進住宅条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 この規則の施行前に改正前の南相馬市定住促進住宅条例施行規則の規定によりなされた申請、処分その他の行為でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、改正後の規則の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。

別表第1（第12条関係）

階数	率
1階	1.0
2階	1.0
3階	0.9
4階	0.8
5階	0.7

別表第2（第16条関係）

入居年数	率
1年以下の場合	5／6
1年を超え2年以下の場合	4／6
2年を超え3年以下の場合	3／6
3年を超え4年以下の場合	2／6
4年を超え5年以下の場合	1／6

様式第1号（第2条関係）

定住促進住宅入居申込書

申 込 人	住 所	電話番号	申 込 住 宅	棟 号 室 号
	ふりがな 氏 名			
	勤 務 先	住 所 会社名 電話番号		
前回までの申込回数		回		

1 現在の家族構成について

家族構成 実際に入居する人は、摘要欄に○印をつけて下さい。	氏 名	続柄	生年月日	勤務先	年収入総額	摘要
		本人	年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
現在別居しているが実際に入居する人			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			

2 遠隔地扶養親族（入居は希望しないが申込人が扶養している）

氏 名	続柄	生年月日	住 所	備 考
		年 月 日		
		年 月 日		

3 暴力団員の有無

暴力団員の有無(該当する番号を○で囲んでください。)	1 いる	2 いない
----------------------------	------	-------

同意書	
南相馬市長	年 月 日
申込人氏名	
私及び同居しようとする者が、暴力団員でないことを福島県警察本部に照会することに同意します。	

この申込書に記載した事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。なお、申込資格に該当しないとき、又は記載事項に偽りのあるときは、申込を無効とされても異議ありません。

年 月 日

南 相 馬 市 長

住 所

申込人

氏 名

総所得額	控除額	控除後の所得額	所得月額	判定

様式第 2 号（第 3 条関係）

定住促進住宅入居決定通知書

年 月 日

様

南相馬市長

年 月 日付けで申込みのあった定住促進住宅の入居については、次のとおり入居を決定します。

入 居 決 定 住 宅	所在地	南相馬市			
	住宅名		部屋番号	号棟	号室
	家賃額	月額	円	敷金額	円
入居手続の期限			年	月	日

備考

- 1 入居の手続は、決定の日から 1 0 日以内(上記の入居手続の期限まで)に請書(様式第 3 号)を提出すること。
- 2 上記の期限までに入居の手続をしないときは、決定を取り消します。

(事務担当：)

様式第3号（第5条関係）

請書

年 月 日

南相馬市長

次の住宅の入居を許可されましたので、当該住宅を使用することについては、南相馬市定住促進住宅条例及びこれに基づく規則等の定めるところに従い、誓約条項を厳守します。

なお、連帯保証人は、入居者と連帯して家賃及びその他の債務について履行の責めに任じます。

入居決定住宅	所在地	南相馬市				
	住宅名		部屋番号	号棟	号室	
	家賃額	月額	円	敷金額	円	
入居者	本 籍					
	現住所					
	ふりがな氏 名		生年月日	年	月	日
			電話番号			
	勤務先	会社名				
所在地						
電話番号						
連帯保証人	本 籍					
	現住所					
	ふりがな氏 名		生年月日	年	月	日
			電話番号			
	勤務先	会社名				入居者との関係
所在地						
電話番号						
入居を許可された家族	氏 名	続柄	生年月日	年齢	勤務先及び学校名	
		本人	年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			

※ 添付種類

- 1 連帯保証人の印鑑登録証明書
- 2 連帯保証人の所得を証する書類(所得証明書・源泉徴収票など)
- 3 連帯保証人の納税証明書(市県民税・国民健康保険税・固定資産税など)
- 4 定住促進住宅緊急連絡先届

誓約条項

- 1 家賃を滞納しないこと。
- 2 入居を許可された親族以外は、入居させないこと。入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得ること。
- 3 住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡しないこと。
- 4 住宅を模様替えし、又は工作物等の増築をしようとする場合は、市長の承認を得ること。また、退去する場合は、入居者の費用で原状回復を行うこと。
- 5 住宅及び共同施設等の使用について必要な注意を払い、正常な状態において維持すること。入居者の責めに帰すべき理由により滅失し、又は損傷したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償すること。
- 6 周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 7 次に掲げる費用を負担すること。
 - (1) 住宅及び共同施設の畳の表替え、ふすま・障子の張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附属施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
 - (2) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
 - (3) 汚物及びごみの処理に要する費用
 - (4) 共同施設の使用又は維持に要する費用
- 8 引き続き15日以上住宅を使用しない場合は、市長に届出すること。
- 9 毎年、市長の指定する期日までに前年分の収入を市長に申告すること。
- 10 南相馬市定住促進住宅条例第28条第1項に規定する収入超過者となった場合は、住宅を明け渡すように努めること。
- 11 入居者が同居の親族を残して死亡し、又は退去した場合において、その同居者が引き続き住宅に居住しようとするときは、市長の承認を得ること。
- 12 住宅を退去しようとするときは、5日前までに定住促進住宅退去届を提出し、検査を受けて畳の表替え、ふすま・障子の張替え、破損ガラスの取替え、壁紙の張替え等の指示された修繕を行うこと。
- 13 連帯保証人が死亡した場合など、保証人として資格がなくなったとき、又連帯保証人の届出から5年を経過するときは請書を改めて提出すること。
- 14 家賃債務保証業者との保証契約を解除した場合は、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。
- 15 南相馬市定住促進住宅条例及びこれに基づく規則等に違反したときは、住宅を明け渡すこと。

様式第3号の2(第5条関係)

定住促進住宅緊急連絡先届

年 月 日

南相馬市長

住宅名 棟 号室
氏 名

次のとおり、緊急連絡先についてお届けいたします。

緊急連絡先1

氏 名	
住 所	
入居者との 関 係	
電 話 番 号	

緊急連絡先2

氏 名	
住 所	
入居者との 関 係	
電 話 番 号	

様式第4号（第6条関係）

定住促進住宅入居決定取消通知書

年 月 日

様

南相馬市長

年 月 日付けで入居決定しました定住促進住宅については、次のとおり入居決定を取り消します。

入居決定	所在地	南相馬市		
取消住宅	住宅名		部屋番号	号棟 号室
取消しの理由				

（事務担当： ）

様式第5号（第7条関係）

定住促進住宅入居許可書

年 月 日

様

南相馬市長

年 月 日付けで申込みのあった定住促進住宅の入居については、次のとおり条件を付して入居を許可します。

入居許可住宅	所在地	南相馬市		
	住宅名		部屋番号	号棟 号室
	家賃額	月額	円	敷金額
入居可能日		年	月	日

許可条件

- 1 南相馬市定住促進住宅条例及びこれに基づく規則等に定める事項を厳守すること。
- 2 入居するときは、定住促進住宅入居申込書に記載された家族以外の者は入居させないこと。
入居の際に同居した家族以外の者を同居させようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- 3 上記の入居可能日から15日以内に入居しないときは、入居許可を取り消します。
やむを得ない事情によりこの期間内に入居することができないときは、市長の承認を受けること。
- 4 敷金は退去の際に還付するものとし、利子につけない。

（事務担当： ）

様式第 6 号（第 8 条関係）

定住促進住宅入居辞退届

年 月 日

南相馬市長

住 所
氏 名

このたび定住促進住宅に入居を（決定・許可）されましたが、下記の理由により、今回の（決定・許可）された入居を辞退します。

記

理由

様式第7号（第9条関係）

定住促進住宅同居承認申請書

年 月 日

南相馬市長

住宅名

号棟 号室

氏名

次のとおり同居の承認を受けたいので申請いたします。

なお、この申請書の記載内容が事実と相違あるとき、又は同居させようとする者が暴力団員であることが判明したときは、定住促進住宅を明け渡すことを誓約します。

入居住宅	所在地	南相馬市					
	住宅名				部屋番号	号棟	号室
同居させようとする者の氏名等	氏名	続柄	生年月日	勤務先	前年の収入額	現住所	
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
同居させようとする理由				同居期間	年 月 日から 年 月 日まで		

*添付書類

- 1 同居させようとする者の住民票
- 2 同居させようとする者の所得証明書
- 3 同居させようとする者の納税証明書

同意書	
南相馬市長	年 月 日
申請者氏名	
私が同居させようとする者が、暴力団員でないことを福島県警察本部に照会することに同意します。	

様式第8号（第9条関係）

定住促進住宅同居承認・不承認通知書

年 月 日

様

南相馬市長

年 月 日付けで申請のあった次の定住促進住宅の同居については、次のとおり条件を付して承認・次の理由により不承認とします。

入居住宅	所在地	南相馬市			
	住宅名		部屋番号	号棟	号室
同居承認者名	氏 名	続柄	生年月日	同居承認期間	
			年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	
			年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	
			年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	
同居不承認理由					

許可条件

- 1 南相馬市定住促進住宅条例及びこれに基づく規則等を遵守すること。
- 2 入居者が退去する場合は、同居者も退去すること。

（事務担当： ）

様式第9号（第10条関係）

定住促進住宅承継入居申請書

年 月 日

南相馬市長

次の住宅の借用名義人を変更し、入居を承継したいので申請します。

入居承継住宅	所在地	南相馬市			
	住宅名		部屋番号	号棟	号室
前入居者(これまでの入居者)	ふりがな 氏 名				
承継入居者	本 籍				
	現住所				
	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日	
			電話番号		
	勤務先	会社名 所在地	電話番号		
入居承継理由 該当する番号を ○で囲んでくだ さい。	1 前入居者が死亡したため 2 前入居者が退去したため 3 その他()			前入居 者との 続柄	
	氏 名	続柄	生年月日	年齢	勤務先
入居す る家族		本人	年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		

※ 添付書類

- 1 請書一式
- 2 入居者の所得証明書、納税証明書、住民票謄本

様式第10号（第10条関係）

定住促進住宅承継入居承認・不承認通知書

年 月 日

様

南相馬市長

年 月 日付けで申請のあった次の定住促進住宅の入居の承継については、
次のとおり条件を付して承認・次の理由により不承認とします。

承継入居承認 住宅	所在地	南相馬市			
	住宅名		部屋番号	号棟	号室
	家賃額	月額	円	敷金額	円
承継入居不承認理由					

許可条件

- 1 南相馬定住促進住宅条例及びこれに基づく規則等に定める事項を厳守すること。
- 2 承継入居申請書に記載された家族以外の者は入居させないこと。
入居の際に同居した家族以外の者を同居させようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- 3 敷金は退去の際に還付するものとし、利子につけない。

（事務担当： ）

様式第11号（第11条関係）

定住促進住宅入居者収入状況申告書

年 月 日

南相馬市長

南相馬定住促進住宅条例第13条第1項の規定に基づき、 年1月1日から 年12月31日までの収入金額を次のとおり申告します。

住宅名		定住促進住宅	号棟	号室	氏名		電話番号				
所得の種類					氏名	続柄	生年月日	勤務先	収入金額	給与所得控除	所得金額
給 与 所 得 等	給与、恩給、年金、送金等の収入を記入						年 月 日				
	同一人で2件以上の収入があったときは合計額を記入						年 月 日				
							年 月 日				
							年 月 日				
								計			
所得の種類					氏名	続柄	生年月日	勤務先	収入金額	必要経費	所得金額
自 営 業 等	収入金額にはその事業に関連する各種の雑収入や自家消費した商品や農作物の売上金を含める						年 月 日				
	必要経費は収入をあげるために必要な経費に限られます。ただし、生活費や所得税、住民税などは必要経費になりません。						年 月 日				
							年 月 日				
							年 月 日				
							年 月 日				
					計						
						総合計					

扶養親族調書(前年無職無収入の人を記入する。)

氏名	続柄	生年月日	備考
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

- 注 1 扶養親族に障がい者又は特別障がい者がある場合は、備考欄にその旨を記載してください。
2 別居の扶養親族がある場合は、備考欄に住所を記載してください。

様式第12号(第11条関係)

定住促進住宅入居者収入認定(更正)通知書

年 月 日

様

南相馬市長

次のとおり収入額を認定(更正)しましたので通知いたします。

所得の種類	氏 名	続柄	収入金額	給与所得控除又は必要経費	所得金額
計					
所得金額	控除額	月額	階数による率		
円－		円 ÷ 12 ×	＝		
家賃月額			適用開始年月		
円			年 月		

(事務担当：)

様式第13号（第11条関係）

定住促進住宅入居者収入額更正申請書

年 月 日

南相馬市長

住宅名
号棟 号室

氏名

収入額の認定通知がありましたが、次の理由により収入額を更正くださるよう申請します。

入居住宅	所在地	南相馬市				
	住宅名		部屋番号	号棟 号室		
氏名	続柄	生年月日	勤務先	収入金額	給与所得控除 又は必要経費	所得金額
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
計						
申請理由						

様式第14号(第13条関係)

定住促進住宅家賃減免・徴収猶予申請書

年 月 日

南相馬市長

住宅名

号棟 号室

氏名

次のとおり定住促進住宅の家賃の減免・徴収猶予を受けたく関係書類を添えて申請します。

入居住宅	所在地	南相馬市				
	住宅名		部屋番号	号棟	号室	
家賃の額	円					
減免徴収猶予 申請額	1箇月につき	円	年 月分～	年 月分	計 円	
申請理由 該当する番号 を○で囲んで ください	1 入居者又は同居者の収入が著しく低額になったため 2 入居者又は同居者が病気に罹ったため 3 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたため 4 その他()					
入居者氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先	月収額	
	本人	年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				

※添付書類

病気の場合は医師の診断書、災害の場合は災害証明書等、減免等の理由を証する書類

様式第15号（第13条関係）

定住促進住宅家賃減免・徴収猶予決定通知書

年 月 日

様

南相馬市長

年 月 日付で申請のあった定住促進住宅の家賃の減免・徴収猶予については、次のとおり決定します。

入居住宅	所在地	南相馬市			
	住宅名		部屋番号	号棟	号室
家賃の額	月額	円			
減免決定額	1箇月につき	円			
		年 月分～ 年 月分			
減免後の額	月額	円			
		年 月分～ 年 月分			
徴収猶予決定額		年 月分～ 年 月分 計 円			
徴収猶予決定期間		年 月 日から 年 月 日まで			

（事務担当： ）

様式第16号（第15条関係）

定住促進住宅家賃減額申請書

年 月 日

南相馬市長

住宅名
氏名
号棟 号室

次の定住促進住宅の家賃の減額を受けたく申請します。

入居住宅	所在地	南相馬市			
	住宅名		部屋番号	号棟	号室
	家賃額	月額	円		
減額理由	市営住宅の用途廃止に伴う移転のため				

様式第17号(第15条関係)

定住促進住宅家賃減額決定通知書

年 月 日

様

南相馬市長

年 月 日付けで申請のあった定住促進住宅家賃の減額については次のとおり決定したので通知します。

入居住宅	所在地	南相馬市			
	住宅名		部屋番号	号棟	号室
	家賃額	月額	円		
減額理由	減額する期間	減額率	減額する家賃額	減額後の家賃額	
定住促進 住宅への 移転			円	円	

(事務担当：)

様式第 18 号（第 17 条関係）

定住促進住宅長期不在届

年 月 日

南相馬市長

住宅名

号棟 号室

氏名

次のとおり定住促進住宅を一時不在にしますので届け出ます。

入居住宅	所在地	南相馬市			
	住宅名		部屋番号	号棟	号室
不在期間	年 月 日から 年 月 日まで				
不在理由					
入居者及び家族の滞在場所					
不在期間中の定住促進住宅の保管方法					

様式第19号(第18条関係)

定住促進住宅現状変更申請書

年 月 日

南相馬市長

住宅名

号棟 号室

氏名

次のとおり定住促進住宅の現状変更をしたいので申請します。

入居住宅	所在地	南相馬市		
	住宅名		部屋番号	号棟 号室
申請内容 該当する番号を○で 囲んでください	1 模様替え 2 工作物等の増築 3 その他()			
変更内容 変更後の工作物の内 容等を記入してくだ さい				
変更理由				
変更期間	年 月 日から 年 月 日まで			

※設計図(平面図・立面図)等を添付してください。

様式第20号（第18条関係）

定住促進住宅現状変更（承認・不承認）通知書

年 月 日

様

南相馬市長

年 月 日付けで申請のあった定住促進住宅の現状変更については、次のとおり（条件を付して承認・不承認と）します。

現状変更承認住宅	所在地	南相馬市			
	住宅名		部屋番号	号棟	号室
承認内容	1 模様替え 2 工作物等の増築 3 その他()				
承認期間	年 月 日から 年 月 日まで				
現状変更不承認理由					

承認条件

- 1 承認期間が過ぎたとき又は退去の際は、入居者の費用で原状回復を行うこと。
- 2 工事の完了後、直ちに定住促進住宅現状変更竣工届(様式第21号)を提出し、市の検査を受けること。

(事務担当：)

様式第21号（第18条関係）

定住促進住宅現状変更竣工届

年 月 日

南相馬市長

住宅名

号棟 号室

氏名

年 月 日付けで承認のあった定住促進住宅の現状変更については、次のとおり竣工しましたので届け出ます。

原状変更竣工住宅	所在地	南相馬市		
	住宅名		部屋番号	号棟 号室
承認内容	1 模様替え 2 工作物等の増築 3 その他()			
竣工内容				
竣工日	年 月 日			
検査希望日	年 月 日			

様式第22号(第19条関係)

収入超過者認定通知書

年 月 日

様

南相馬市長

あなたの収入については次のとおりとなり、南相馬市定住促進住宅条例第28条第1項の規定により収入超過者となりますので通知いたします。

認定年月日	年 月 日		
所得金額合計	控除金額合計	認定月額	
円	円	円	
続柄	収入該当者	所得金額	
		円	

※ 収入超過者とは、定住促進住宅に入居している期間が引き続き3年以上である入居者で、収入月額(上記の認定月額)が 円を超える入居者をいいます。収入超過者は、南相馬市定住促進住宅条例第29条の規定により、定住促進住宅を明け渡すように努めてください。

(事務担当 :)

様式第23号(第20条関係)

定住促進住宅退去届

年 月 日

南相馬市長

住宅名

号棟 号室

氏名

次のとおり定住促進住宅を退去しますので届け出ます。

退去住宅	所在地	南相馬市		
	住宅名		部屋番号	号棟 号室
退 去 日	年 月 日	退去理由	1 新築	
			2 転勤	
			3 その他	
転居先	住所		電話 番号	
退去検査 希望日	年 月 日	午前 午後	時 分	

様式第24号（第21条関係）

定住促進住宅明渡請求書

年 月 日

様

南相馬市長

次期限までに定住促進住宅の明渡しを請求します。

明渡請求 住宅	所在地	南相馬市		
	住宅名		部屋番号	号棟 号室
明渡期限	年 月 日			
住宅明渡請求理由				

（事務担当： ）

様式第25号(第22条関係)

定住促進住宅駐車場使用申請書

年 月 日

南相馬市長

住 所

住宅名

号棟 号室

氏 名

(電話番号)

次のとおり定住促進住宅駐車場を使用したいので、申請します。

入居住宅	所在地	南相馬市		
	住宅名		部屋番号	号棟 号室
自動車の使用者名			入居者との続柄	
車種及び排気量			登録番号	
使用開始予定日	年 月 日			

様式第26号(第23条関係)

定住促進住宅駐車場使用許可決定通知書

年 月 日

様

南相馬市長

年 月 日付けで申請のあった定住促進住宅の駐車場の使用については、次のとおり条件を付して許可します。

入居住宅	所在地	南相馬市			
	住宅名		部屋番号	号棟	号室
使用可能日	年 月 日				
駐車場番号					
駐車場使用料	月額 円				

許可条件

- 1 南相馬市定住促進住宅条例及びこれに基づく規則等に定める事項を厳守すること。
- 2 定住促進住宅駐車場使用申請書に記載された自動車以外の自動車の駐車場に使用しないこと。
- 3 使用可能日から15日以内に使用を開始しないときは、使用許可を取り消します。やむを得ない事情によりこの期間内に使用を開始できないときは、市長の承認を受けること。
- 4 下記に該当する場合は、使用許可を取り消します。
 - (1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。
 - (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
 - (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に損傷したとき。
 - (4) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
 - (5) 駐車場の管理上必要があると認めるとき。

(事務担当：)

様式第27号（第24条関係）

定住促進住宅駐車場使用許可取消通知書

年 月 日

様

南相馬市長

年 月 日付けで許可をした定住促進住宅の駐車場の使用については、次の理由により許可を取り消します。

入居住宅	所在地	南相馬市		
	住宅名		部屋番号	号棟 号室
使用許可取消日	年 月 日			
駐車場番号				
取消理由				

（事務担当： ）

様式第28号（第26条関係）

（表）

第	号
南相馬市定住促進住宅立入検査員証	
職 名	
氏 名	
南相馬市定住促進住宅条例第42条第1項の規定に基づく定住促進住宅の検査員であることを証明する。	
南相馬市長	
年 月 日	
印	

（裏）

南相馬市定住促進住宅条例(抜粋)
(立入検査)
第42条 市長は、定住促進住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員若しくは市長の指定した者に定住促進住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。
2 前項の検査において、現に使用している定住促進住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該定住促進住宅の入居者の承諾を得なければならない。
3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

指定管理者指定申請書

年 月 日

南相馬市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名
電話番号 ()

定住促進住宅条例第46条第1項に基づき、定住促進住宅及び共同施設の指定管理者の指定を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

管理を行う施設の名称等	
管理の開始年月日	
特記事項	

- 備考 次に掲げる書類を添付してください。
- (1) 管理業務に係る事業計画書及び収支予算書
 - (2) 定款、規約その他これらに類する書類
 - (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
 - (4) 団体の経営状況等を説明する書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類